

## ベトナムのマネーロンダリング法制の現在

JICAベトナム長期派遣専門家

茅 根 航 一

### 1 はじめに

近年、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）においてマネーロンダリング対策を推進するための法令<sup>1</sup>の整備が進められている。本稿の目的は、ベトナムにおけるマネーロンダリング法制の現在地をその沿革を踏まえて粗描することにある<sup>2</sup>。ここで留意したのは以下の2点である。一つ目は、マネーロンダリング行為を直接規制する法律（具体的にはマネーロンダリング防止法、刑法）のみならず、関連する下位法令も取り上げることである。下位法令はマネーロンダリングに関する規制の実効性を担保する上で重要な意義を有すると考えられるからである<sup>3</sup>。二つ目は、ベトナムのマネーロンダリング法制の整備を国際的な動向と関連付けることである。一般に、マネーロンダリング分野における国内法制度の発展は国際的な枠組みへの参加を抜きに語ることはできず<sup>4</sup>、ベトナムも例外ではない。

ベトナムにおいては、以下に示すとおり、国際条約の締結と条約上の義務を履行するための国内法制定に始まり、現在に至るまで国際的な要請に応えるため法整備が進められつつあるといえる<sup>5</sup>。別表1は現在までの主要な出来事をベトナム国内及び国際の両面から整理したものである。近年は、後述のとおり、金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering、以下「FATF」という。）関連の対応が重要な位置を占めている。

### 2 マネーロンダリング防止法発行（制定）前の状況

ベトナムの法律にマネーロンダリングに該当する行為を処罰する規定が初めて導入されたのは<sup>6</sup>1999年発行の旧刑法（15/1999/QH10）<sup>7</sup>においてである。同法によ

<sup>1</sup> 狭義の法律のほか、下位法令である政令（ベトナム語で Nghị Định。日本語で「議定」と呼ばれることもあるが、本稿では「政令」で統一する。）、決定（Quyết Định）、通達（Thông tư）等も含む。本稿では、ベトナムの用語に従い、日本でいう法令を「法規範文書」、その制定を「発行」と呼ぶことがある。

<sup>2</sup> 本稿において意見にわたる部分は、私見であり所属部局を代表するものではない。また、各条約及びベトナムの法令の内容について正確には原典を参照されたい。

<sup>3</sup> ベトナムにおいては、一般的に、法律の発行（制定）と合わせて又はその後、当該法律の適用上問題となり得る点の細則を定めた政令等の下位法令が発行される。

<sup>4</sup> 例えば、城祐一郎『マネー・ロンダリング罪 ―捜査のすべて [第2版]』立花書房、2018、9ページ以下参照。

<sup>5</sup> その過程では国際的な知見も参照されているといえる。例えば、当職がチーフアドバイザーを務める独立行政法人国際協力機構（JICA）「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」においては、カウンターパート機関の一つである共産党中央内政委員会（CIAC）に対する協力活動の中にマネーロンダリング対策に関する知見の提供が含まれている。また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）は、2024年10月、ベトナム政府との間で、マネーロンダリング対策に係る協力を強化することを確認している。<<https://www.unodc.org/roseap/en/vietnam/2024/10/comb-prevent-crimeborder-management/story.html>>

<sup>6</sup> Hai, Tran V, “Vietnam’s Evolving Anti-Money Laundering Legislation: A Timeline”, March 19, 2024 <<https://ezlawfirm.org/vietnams-evolving-anti-money-laundering-legislation-a-timeline/>>

<sup>7</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Bo-Luat-hinh-su-1999-15-1999-QH10-46056.aspx>

り、犯罪による収益を隠匿、消費、合法化する行為が犯罪として定められた（250、251条）<sup>8</sup>。ベトナムは、その2年前の1997年に麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約<sup>9</sup>を締結している。同条約が、締約国に対し、薬物犯罪収益に係るマネーロンダリングの犯罪化、薬物犯罪収益の没収等の措置を義務付けていたことから（同条約3条1項（a）（b）号、5条1項（a）号等）、同条約の義務を履行するための国内法的措置として旧刑法にマネーロンダリングに該当する行為を処罰する規定が設けられたものといえよう<sup>10</sup>。もっとも、同条約の条文と同様、旧刑法250条及び同251条にはマネーロンダリングを直接意味する文言（ベトナム語で *rửa tiền*）は用いられていなかった。

2000年に国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（通称「パレルモ」条約）<sup>11</sup>が採択され、2003年に発効した<sup>12</sup>。同条約にはマネーロンダリングに関する条文が英語版では“*laundering*”又は“*money laundering*”の語を用いて第6条と第7条に設けられている。すなわち、「第6条（犯罪収益の洗浄の犯罪化）」は、締約国に対し、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを義務付けている。すなわち、「（a）（i）その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又は前提犯罪を実行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。」「（ii）その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の真の性質、出所、所在、処分、移動若しくは所有権又は当該財産に係る権利を隠匿し又は偽装すること。」「（b）（中略）（i）その財産が犯罪収益であることを当該財産を受け取った時において認識しながら、犯罪収益である財産を取得し、所持し又は使用すること。（ii）この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること」である。さらに、「第7条（資金洗浄と戦うための措置）」は、「1 締約国は、次の措置をとる」として、「（a）すべての形態の資金洗浄を抑止し及び探知するため、その権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関並びに適当な場合には特に資金洗浄が行われやすい他の機関についての包括的な国内の規制制度及び監督制度を設けること。これらの制度は、顧客の身元確認、記録保存及び疑わしい取引の報告を求めることに重点を置くものとする。」「（b）第十八条及び第二十七条の規定の適用を妨げることなく、資金洗浄との戦いに従事する行政当局、規制当局、法執行当局その他の当局（国内法に基づき適当な場合には、司法当局を含む。）

<sup>8</sup> 別表2参照。JICAベトナム六法 <[https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_30.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_30.pdf)> 掲載の和訳を若干の修正の上で引用した。

<sup>9</sup> United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances <[https://www.unodc.org/pdf/convention\\_1988\\_en.pdf](https://www.unodc.org/pdf/convention_1988_en.pdf)>

<sup>10</sup> なお、ベトナムは、同条約の署名に当たって同条約の条文は自動執行的ではないとの留保を付した。<[https://treaties.un.org/pages/viewdetails.aspx?src=treaty&mtsg\\_no=xviii-12&chapter=18&clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/viewdetails.aspx?src=treaty&mtsg_no=xviii-12&chapter=18&clang=_en)>

<sup>11</sup> United Nations Convention against Transnational Organized Crime <<https://www.unodc.org/documents/treaties/UNTOC/Publications/TOC%20Convention/TOCebook-e.pdf>>

<sup>12</sup> なお、ベトナムは、2000年に署名したが、同条約の条文は自動執行的ではないとの留保を付した。<[https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtsg\\_no=XVIII-12&chapter=18&clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtsg_no=XVIII-12&chapter=18&clang=_en)>

が、自国の国内法に定める条件の範囲内で、国内的及び国際的に協力し及び情報を交換するための能力を有することを確保し、並びにそのために潜在的な資金洗浄に関する情報の収集、分析及び提供について自国の中心としての役割を果たす金融情報機関の設立を考慮すること」と定めるなど、法律の整備のみならず、マネーローンダリング対策に実効性を持たせるための制度の整備を義務付けるとともに、金融情報機関（Financial Intelligence Unit、以下「F I U」という。）の設立を検討することを求めた<sup>13</sup>。F I Uに相当する機関の設立は、それ以前からF A T Fの勧告にも含まれていたところであるが<sup>14</sup>、同条約によりF I Uの設立がベトナムを含む締約国に対する明示的な要請となったといえよう。

ベトナムにおいて、2005年6月7日付けで、マネーローンダリングを防止しこれに対処する措置等を明らかにする政令（74/2005/ND-CP）<sup>15</sup>が発行された。同政令中にマネーローンダリング（rửa tiền）の文言がベトナムの法規範文書としては初めて用いられるとともに<sup>16</sup>、その定義が明らかにされた。すなわち、同政令3条1項は、「マネーローンダリングとは、次の特定の活動を通じて犯罪により得られた金及び（又は）財産を合法化しようとする個人又は組織の行為を意味する。a）直接又は間接に、犯罪活動によって得られた金及び（又は）財産に関わる取引に従事すること、b）犯罪活動によって得られた金又は財産を受け取り、横領し、移転し、転換し、譲渡し、使用し又は国境を越えて移動させること、c）犯罪活動によって得られた金又は財産をプロジェクト又は工事に投資し、企業への資本金として投入し、隠匿し、又は仮装し、又はその出所、真の性質、所在、移転経緯又は所有権の確認を妨げること」と定義している。また、同政令14条1項は、国家銀行の下に「マネーローンダリング防止対策情報センター（Trung tâm thông tin phòng, chống rửa tiền）」を設立し、同センターがマネーローンダリングに関する情報の集約・処理拠点としての機能を有することを定めた。同センターは、2009年に「マネーローンダリング防止対策局（Cục Phòng, Chống Rửa Tiền）」に改称され、現在に至る<sup>17</sup>。同政令にF I Uの語は直接的に用いられていないものの、同局はベトナムにおけるF I Uとされている<sup>18</sup>。

<sup>13</sup> 外務省ウェブサイト掲載の和訳から引用。

< [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156\\_7a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_7a.pdf) >

<sup>14</sup> International Monetary Funds, Financial Intelligence Units: An Overview, 17 Jun 2004

< <https://www.elibrary.imf.org/display/book/9781589063495/ch02.xml> >

<sup>15</sup> ベトナム語原文 < <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-74-2005-ND-CP-phong-chong-rua-tien-2223.aspx> >

英訳 < [https://sherloc.unodc.org/cld/uploads/res/document/decre-no--74-prevention-of-money-laundering\\_html/Vietnam\\_Prevention\\_of\\_Money\\_Laundering\\_Decree\\_No.\\_74\\_2005.pdf](https://sherloc.unodc.org/cld/uploads/res/document/decre-no--74-prevention-of-money-laundering_html/Vietnam_Prevention_of_Money_Laundering_Decree_No._74_2005.pdf) >

<sup>16</sup> Le Nguyen, Chat, “The International Anti-Money Laundering Regime and Its Adoption by Vietnam”, Asian journal of international law (Cambridge, U.K.), 01/2014, Volume 4, Issue 1, pp.197-225, p. 223

<sup>17</sup> [https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/m/menu/fm/pert/gtpcrt?\\_afLoop=4354656739062755#%40%3F\\_afLoop%3D4354656739062755%26centerWidth%3D100%2525%26leftWidth%3D0%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26\\_adf.ctrl-state%3Dcsolq20ss\\_90](https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/m/menu/fm/pert/gtpcrt?_afLoop=4354656739062755#%40%3F_afLoop%3D4354656739062755%26centerWidth%3D100%2525%26leftWidth%3D0%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3Dcsolq20ss_90)

<sup>18</sup> 2022年APG相互審査報告書・187ページ < <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/fsrb-mer/APG-Mutual-Evalutaion-Report-Vietnam-2022.pdf> >

なお、同局は、本稿執筆時点において、世界各国のF I Uのネットワークであるエグmontグループに所属していない。同時点でエグmontグループに所属していないA S E A N加盟国は、ベトナム及びミャンマーの2か国である。  
< <https://egmontgroup.org/members-by-region/eg-member-fiu-information/> >

ベトナムは、2007年にアジア太平洋マネーローンダリング対策グループ（Asia/Pacific Group On Money Laundering、以下「APG」という。）に加盟し、2009年7月にはAPGから最初の相互審査報告書（Mutual Evaluation Report）が公表された<sup>19</sup>。

2009年に刑法が改正された際（37/2009/QH12）<sup>20</sup>、251条が修正され、マネーローンダリング（rửa tiền）（別表1で引用する日本語訳は「資金洗浄」）の文言が使用されるとともに、マネーローンダリングに該当する行為がより広範かつ詳細に定められた<sup>21</sup>。

同年4月13日付けで、首相は、マネーローンダリング対策指導委員会（Ban Chỉ đạo về phòng, chống rửa tiền）を設立する旨の決定（470/QĐ-TTg）<sup>22</sup>を発行した。同委員会は、ベトナム国内のマネーローンダリング対策を省庁横断的に進めていくための組織であり、副首相が長を務め、常任の委員に国家銀行、公安省、最高人民裁判所、最高人民検察院、首相府、司法省等の各指導者が含まれることなどが定められた。

2011年11月30日付けで、公安省、国防省、司法省、国家銀行、最高人民検察院及び最高人民裁判所が合同通達（09/2011/TTLT-BCA-BQP-BTP-NHNNVN-VKSNDTC-TANDTC）<sup>23</sup>を発行した。同通達は、2009年改正後の刑法の適切かつ統一的な運用のために250条及び251条の文言の趣旨を明らかにするとともに、それぞれに該当する行為を具体的に挙げて適用範囲を明らかにするなどしたものである。

### 3 マネーローンダリング防止法の発行とその改正までの状況

2012年にマネーローンダリング防止法（Luật Phòng, Chống Rửa Tiền, 07/2012/QH13）が新規立法として発行された<sup>24</sup>。刑法がマネーローンダリング行為の構成要件及び罰則を定めているのに対し、マネーローンダリング防止法は、マネーローンダリング行為の定義規定のほか、同行為を防止、検知、停止、処理するための各種措置、同行為を防止する上で組織、機関及び個人に課せられる責任を定めた点に特徴がある。

同法発行の背景として、前記のとおり、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の存在、2007年のAPG加盟に加え、2009年にベトナムが締結した腐敗の防止に関する国際連合条約<sup>25</sup>の存在を指摘できる。すなわち、同条約14条に、締約国が義務を負う「資金洗浄を防止するための措置」として、「a）すべての形態の資金洗浄を抑止し、及び探知するため、自国の権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関（金銭又は金銭的価値を有するものの移転のための公式又は非公式の役務を提供する

<sup>19</sup> <https://apgml.org/includes/handlers/get-document.ashx?d=68a28c62-1ebe-41f7-8af6-e52ead79150c>

<sup>20</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Bo-luat-hinh-su-2009-sua-doi-37-2009-QH12-90648.aspx>

<sup>21</sup> 別表2参照。JICAベトナム六法<[https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wjz-att/legal\\_29.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wjz-att/legal_29.pdf)>掲載の和訳を若干の修正の上で引用した。

<sup>22</sup> <https://hethongphapluat.vn/quyet-dinh-470-qd-ttg-nam-2009-ve-viec-thanh-lap-ban-chi-dao-ve-phong-chong-rua-tien-do-thu-tuong-chinh-phu-ban-hanh.html>

<sup>23</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Thong-tu-lien-tich-09-2011-TTLT-BCA-BQP-BTP-NHNNVN-VKSNDTC-TANDTC-133427.aspx>

<sup>24</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Luat-phong-chong-rua-tien-2012-142761.aspx>

<sup>25</sup> United Nations Convention Against Corruption

<[https://www.unodc.org/documents/brussels/UN\\_Convention\\_Against\\_Corruption.pdf](https://www.unodc.org/documents/brussels/UN_Convention_Against_Corruption.pdf)>

自然人又は法人を含む。)並びに適当な場合には特に資金洗浄が行われやすい他の機関についての包括的な国内の規制制度及び監督制度を設けること。これらの制度は、顧客及び適当な場合には受益者の身元確認、記録保存並びに疑わしい取引の報告を求めることに重点を置くものとする」<sup>26</sup>と定められている。マネーロンダリング防止法は、マネーロンダリングのリスクが高い取引について報告が求められる主体の範囲を定め(2条)、その中には、一般的な金融機関(4条3項)のほか、不動産管理・仲介会社、貴金属取引業者、会計・法律サービス・企業経営等を営む組織及び個人も含まれていた(同条4項)。これは同条約により非金融機関についても規制監督の対象とされたことを踏まえたものと考えられる。なお、2013年10月4日付け政令(116/2013/ND-CP)<sup>27</sup>19条は、同法下で報告対象となる取引の情報がマネーロンダリング防止対策局に集約され、同局が情報収集の権限を有すると定めた。

2015年に刑法が改正され、改正後の現行刑法(100/2015/QH13)<sup>28</sup>は、324条にマネーロンダリング罪を定め、マネーロンダリング行為を4類型に整理した<sup>29</sup>。要約すれば、(1)犯罪によって得られた金の違法な出所を隠すための取引を行うこと、(2)犯罪による収益を事業活動又はその他の活動に使うこと、(3)これらの収益の出所及び性質を隠し又はその情報を特定することを妨げること、(4)犯罪による収益の移転、移動又は変換に関連する取引又は活動に関与することである。現行刑法のマネーロンダリング罪は、2009年改正時の刑法の条文と比較すると以下の変更点がある。

- ① 自らの犯罪のみならず他人が犯罪によって得た収益の隠匿等を明文で禁じたこと(324条1項)
- ② 法定刑を上げたこと(2009年改正刑法下では、法定刑の最高は3年以上10年以下の懲役(251条2項)であったが、現行刑法の法定刑の最高は、隠匿等の対象となった金銭・財産が5億ベトナムドン(※300万円相当<sup>30</sup>)以上の価値を有する場合、1億ベトナムドン(※60万円相当)以上の不正利益を得た場合、国の金融、通貨システムの安全に悪影響を引き起こした場合の10年以上15年以下の懲役である(324条3項)
- ③ 準備罪が処罰の対象とされたこと(324条4項)
- ④ 罰金刑(2000万ベトナムドン(※12万円相当)以上1億ベトナムドン(※60万円相当)以下)、職務・職業・就業禁止、財産の没収規定が設けられたこと(324条5項)

<sup>26</sup> 外務省ウェブサイト掲載の和訳から引用。

<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei\\_6a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_6a.pdf)>

<sup>27</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-116-2013-ND-CP-huong-dan-Luat-phong-chong-rua-tien-209305.aspx>

<sup>28</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Bo-luat-hinh-su-2015-296661.aspx>

<sup>29</sup> 別表2参照。JICAベトナム六法

<[https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_100\\_2015\\_QH13.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_100_2015_QH13.pdf)> 掲載の和訳を若干の修正の上で引用した。

<sup>30</sup> 為替レートを1000ベトナムドン≒6円として計算したもの。日本円相当額の計算方法は以下同じ。

- ⑤ 法人の処罰規定が設けられたこと（324条6項。なお、ベトナム刑法では処罰の対象は営利法人に限られる。）

2019年5月24日付けで最高人民裁判所裁判官評議会が発行した決議（03/2019/NQ-HDTP）<sup>31</sup>は、裁判におけるマネーローンダリング罪の適用場面を念頭に、刑法324条の文言（例えば、「罪」を犯して手に入れた「金銭」「財産」）の意義を明らかにするとともに（2条）、マネーローンダリングの対象となる財産がいかなる犯罪から得られたものを指すかも明らかにした（3条1項）。この前提犯罪の中には、人身売買、横領、詐欺、通貨偽造、環境汚染、贈賄、職権濫用等、幅広い種類が含まれている。また、同決議には、量刑を判断する上で必要な要素が列挙され、その意義が明らかにされている（例えば、「再犯」が何を意味するかなど）（5条）。

2021年8月6日付けで、国家銀行下の銀行検査監督庁（Cơ quan Thanh tra, giám sát ngân hàng）は、マネーローンダリング防止法の規定を踏まえ、信用機関<sup>32</sup>を対象に、国内・海外の電信送金の報告を義務付ける通達（2685/TTGSNH5）<sup>33</sup>を発行した。また、同年12月31日付けで、ベトナム政府は、金融・銀行取引分野における行政違反に対する制裁に関する政令（143/2021/ND-CP）<sup>34</sup>を発行した。その中には、マネーローンダリング防止法に定められた義務などマネーローンダリングを防止するための規則に違反した場合に行政罰が課されることが定められている（39～46条）。

## 4 2022年のマネーローンダリング防止法の改正

### (1) 改正経過

2022年2月には、A P Gの二度目の相互審査報告書が公表され、ベトナムは、F A T Fの履行勧告40項目のうち13項目がCompliant 又は Largely Compliant（以下「C／LC」という。）と判定されるとともに、「強化（重点）（早急 expedited）フォローアップ国」に指定された<sup>35</sup>。政府は、同年8月、A P G加盟国としての責任を十分に果たすことなどを目標として、マネーローンダリング防止等に関する2021年から2025年までの国家計画を首相決定として発行した（941/QĐ-TTg）<sup>36</sup>。

同計画に基づき、マネーローンダリング防止法の改正が進められ、2022年11月15日、マネーローンダリング防止法の改正法（14/2022/QH15、以下「新法」という。）<sup>37</sup>が発行された（施行日は2023年3月1日）。

<sup>31</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-quyet-03-2019-NQ-HDTP-huong-dan-ap-dung-Dieu-324-cua-Bo-luat-Hinh-su-ve-toi-rua-tien-394115.aspx>

<sup>32</sup> 銀行、ノンバンク、マイクロファイナンス、外国銀行支店を含む（信用機関法（Luật Các Tổ Chức Tín Dụng, 47/2010/QH12）4条1項）。

<sup>33</sup> <https://thuvienphapluat.vn/cong-van/Tien-te-Ngan-hang/Cong-van-2685-TTGSNH5-2021-huong-dan-bao-cao-giao-dich-chuyen-tien-dien-tu-488764.aspx>

<sup>34</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-143-2021-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-88-2019-ND-CP-xu-phat-hanh-chinh-linh-vuc-tien-te-499644.aspx#tab1>

<sup>35</sup> <https://apgml.org/includes/handlers/get-document.ashx?d=c28e7a40-87d5-4535-a196-847ef08383c0>

<sup>36</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-chinh-nha-nuoc/Quyet-dinh-941-QĐ-TTg-2022-Ke-hoach-phong-chong-rua-tien-tai-tro-khung-bo-2021-2025-525116.aspx>

<sup>37</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Luat-14-2022-QH15-Phong-chong-rua-tien-519327.aspx>

## (2) 新法の概要

新法は、2012年発行の旧法（以下「旧法」という。）と比較して、①報告が義務付けられる主体（以下「報告主体」という。）の範囲を拡大したこと（4条）、②マネーロンダリングリスクの国による評価を5年ごとに実施すること（7条1項）、③報告主体においてもマネーロンダリングリスクの評価を実施する義務を負うこと（15条）を定めたことなどを特色とする<sup>38</sup>。新法は、現在のベトナムのマネーロンダリング対策の根幹をなすといえることから、以下、報告主体に課せられる義務を中心に、若干の紙幅を取って同法の概要を紹介したい。説明の便宜上、条文の順番が前後する点は御容赦いただきたい。

3条には定義規定が設けられており、マネーロンダリング行為は、「何らかの犯罪によって得られた財産の出所を合法化するために自然人又は法人が行う行為」と定義されている（1項）。

2条には新法の適用対象が定められており、①金融機関、②関係非金融業者・職業専門家、③①又は②と取引するベトナム国籍の自然人又は法人、外国籍の自然人又は法人、国際的組織、④その他のマネーロンダリング対策に関係する自然人又は法人、組織、機関である。

8条には禁止行為が列挙されている。すなわち、1項「マネーロンダリング行為を組織し、参加し、又は促進し、援助すること」、2項「匿名口座又は偽名口座を開設し、維持すること」、3項「シェルバンク<sup>39</sup>との取引関係を構築し、維持すること」、4項「違法に、現金、小切手、その他の金銭の商品及びその他の有価証券の受取り及び受益者<sup>40</sup>に対する支払を伴うサービスを提供すること」、5項「マネーロンダリング防止に関する公的立場及び権力を濫用し自然人又は法人の正当な権利利益を害すること」、6項「マネーロンダリング防止の目的に必要な情報の提供を妨げること」、7項「マネーロンダリング行為を検知し報告する者を脅迫し報復すること」である。

4条には報告主体が定められており、大別すれば①金融機関（4条1項）及び②関係非金融業者・職業専門家（同条2項）である。新法においては、旧法に定めなかった支払仲介サービス（Dịch vụ trung gian thanh toán）が同①の金融機関に含まれる

<sup>38</sup> 新法についての記述は、同法の条文のほか、PGS.TS. Nguyễn Hòa Bình, “Những nội dung cơ bản của Luật Phòng, chống rửa tiền năm 2022”, Tạp Chí Tòa án Nhân Dân Điện Tử, 12/07/2023 <<https://tapchitoaan.vn/nhung-noi-dung-co-ban-cua-luat-phong-chong-rua-tien-nam-20228914.html>>, ThS. Trần Linh Huân, Lê Thị Châu Giang, “Luật Phòng, chống rửa tiền năm 2022 và giải pháp nâng cao hiệu quả thực thi”, Tạp Chí Ngân hàng Banking Review, 03/10/2023 <<https://tapchinganhang.gov.vn/luat-phong-chong-rua-tien-nam-2022-va-giai-phap-nang-cao-hieu-qua-thuc-thi.htm>>, Vietnam International Law Firm, “Guideline on New Anti-money Laundering Law”, Client Alert 01-2023 <<https://www.vilaf.com.vn/wp-content/uploads/2023/01/Client-Alert-01-2023-Guideline-on-New-Anti-money-Laundering-Law.pdf>>, ベーカー・マッケンジー・外国法共同事務所, 「Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 80」, 2023年3月30日 <[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter\\_202303\\_CorporateTax\\_Vol\\_80.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter_202303_CorporateTax_Vol_80.pdf)> を参考にした。

<sup>39</sup> 3条13号に定義規定があり、簡潔に言えば、実体がなく金融当局の監督を受けない銀行を指す。新法の定義は、FATF勧告で用いられている定義を踏まえたものと思われる。  
<<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/FATF%20Recommendations%202012.pdf.coredownload.inline.pdf>>

<sup>40</sup> FATF勧告の定義によれば、電信送金の受取人として発信者によって特定された自然人又は法人又は法的組織を指す。

ことが明記された（同条1項d d）号）。

報告主体は、顧客に関する情報を収集、更新及び確認する義務を負う。金融機関は、最初の口座開設時や顧客が特定の金額以上の取引を行う場合に顧客に対するデューデリジェンス（*Nhận biết khách hàng*）を実施しなければならない（9条2項）。関係非金融業者・職業専門家も、それぞれの特性に応じて顧客に対するデューデリジェンス実施の義務を負う（同条3項）。

報告主体は、それぞれマネーロンダリングのリスク評価（*Đánh giá rủi ro về rửa tiền*）を行わなければならない、その結果は毎年更新されなければならない（15条1項）。その評価に関する報告は、報告主体が自然人の場合は評価完了から、法人の場合は法人内部の承認から45日以内に、国家銀行、関係省庁又はその他の中央の機関に対して提出されなければならない（同条2項）。

報告主体は、マネーロンダリングのリスク評価に基づき、顧客を高リスク、中リスク、低リスクのいずれかに分類しなければならない（16条1項）。高リスクの顧客についてはより厳しいデューデリジェンスが必要とされる（同条2項c）号）。

報告主体は、高額取引（25条1項、具体的な金額を定めた下位法令は後述のとおり。）、疑わしい取引（26条1項）について国家銀行に報告する義務を負う。ここでいう疑わしい取引とは2種類あり、1つ目は、報告主体において、当該取引が被疑者、被告人又は有罪判決を受けた者によって行われたものであることを知ったか、取引に関係する財産が当該被疑者、被告人又は有罪判決を受けた者によって所有されているか、その所有又は管理する財産に由来するものであることを疑うに足る根拠があった場合（同項a）号）である。2つ目は、報告主体において、顧客又は取引について情報の分析等により新法27～33条に定められた疑わしい取引の兆候が1つ以上あると判断され、マネーロンダリングに関連する取引の財産であると疑う合理的な理由があった場合（同項b）号）である。ここでいう疑わしい取引の兆候としては、例えば、顧客が情報の提供を拒絶したり、身分について不正確、不十分、一貫しない情報を提供したりした場合がある（27条1項）。

報告主体は、25条の高額取引の存在について最短で取引から1日以内に報告する義務を負い（37条1項）、26条の疑わしい取引についても最短で取引を探知してから1日以内に報告する義務を負う（37条2項）。

報告主体は、顧客の特定に関する情報、顧客の評価、各種取引に関する情報、文書、記録等を保存する義務を負い（38条1項）、保存の期間も情報の性質に応じて定められている（同条2項）。また、報告主体は、国家銀行及びその他の機関の求めに応じて情報等を提供する義務を負う（39条1項）。

なお、新法は、マネーロンダリングリスクの国による評価を実施することを定めており、国家銀行が他の関係省庁等と共に5年ごとに実施しなければならないとされ

ている（7条1項）<sup>41</sup>。

### (3) 新法発行後の下位法令の発行

新法を受けて2023年4月28日付けで発行された政令（19/2023/ND-CP）<sup>42</sup>は、マネーロンダリングリスクの国による評価基準及び評価方法の詳細を規定した（3～5条等）。また、マネーロンダリング防止法を所管する国家銀行は、信用機関を始めとする報告主体を対象にリスク評価等に関する同年7月28日付け通達（09/2023/TT-NHNN）<sup>43</sup>を発行した。同通達には、マネーロンダリングリスクの評価基準、方法、プロセス、リスクに基づく顧客の分類、報告主体において金額にかかわらず疑わしい取引に該当する取引の報告義務を負うことなどが定められた。リスク評価の指針自体は2019年の国家銀行の通達（20/2019/TT-NHNN）にも定められていたが、具体的な基準等が明らかにされていなかったところであり<sup>44</sup>、新法とこれに続く2023年の前記政令（19/2023/ND-CP）及び通達（09/2023/TT-NHNN）といった下位法令の発行により、FATFの勧告に従ってリスク評価を行う法的基盤が整備されたといえよう。なお、同年4月27日付けで発行された首相決定（11/2023/QD-TTg）<sup>45</sup>は、金融機関等が新法25条に基づき高額取引として報告義務を負う取引の金額が4億ベトナムドン（※240万円相当）以上であると定めた（3条）。また、同年7月28日付けで発行された国家銀行の通達（09/2023/TT-NHNN）<sup>46</sup>は、銀行等の信用機関において、マネーロンダリングの取締機関に対し、ベトナム国内において5億ベトナムドン以上（※300万円相当）（又はこれに相当する外貨）の電信送金（9条1項a）号）又は外国にある金融機関との間で1000米ドル以上（又はこれに相当する他の外貨）の電信送金を行う場合に報告義務を負うと定めた（9条1項b）号）。

## 5 グレーリストの指定と新たな国家計画の発行

2023年6月、APGの第1回フォローアップ報告書において、C/LCと判定された項目が13から14へ増加し、ベトナムは「強化（重点）（早急）フォローアップ国」から「強化（重点）フォローアップ国」とされたものの<sup>47</sup>、FATFは、同月23

<sup>41</sup> 2018年から2022年までのマネーロンダリングリスクの評価は“VIETNAM’S NATIONAL RISK ASSESSMENT ON MONEY LAUNDERING FOR THE PERIOD 2018-2022”として以下のウェブサイト公表されている。  
<<https://www.sbv.gov.vn/webcenter/contentattachfile/ideplg?dDocName=SBV615212&filename=585242.pdf>>

<sup>42</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-19-2023-ND-CP-huong-dan-Luat-Phong-chong-rua-tien-564905.aspx>

<sup>43</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Thong-tu-09-2023-TT-NHNN-huong-dan-Luat-phong-chong-rua-tien-548484.aspx>

<sup>44</sup> [https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/trangchu/ttsk/ttsk\\_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV576624&rightWidth=0%25&centerWidth=80%25&\\_afLoop=4100979217113755#%40%3F\\_afLoop%3D4100979217113755%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV576624%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26\\_adf.ctrl-state%3Dvch08ks44\\_51](https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/trangchu/ttsk/ttsk_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV576624&rightWidth=0%25&centerWidth=80%25&_afLoop=4100979217113755#%40%3F_afLoop%3D4100979217113755%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV576624%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3Dvch08ks44_51)

<sup>45</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-chinh-nha-nuoc/Quy-et-dinh-11-2023-QD-TTg-muc-giao-dich-co-gia-tri-lon-phai-bao-cau-564882.aspx>

<sup>46</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Thong-tu-09-2023-TT-NHNN-huong-dan-Luat-phong-chong-rua-tien-548484.aspx>

<sup>47</sup> <https://apgml.org/includes/handlers/get-document.ashx?d=fe7e2cd9-c219-43a7-a4b2-f5826cf93ae3>

日、ベトナムを強化モニタリング対象国、いわゆるグレーリストに追加したことを発表した<sup>48</sup>。また、欧州連合も、ベトナムをマネーロンダリング及びテロ資金供与の高リスク国に指定し、同年10月18日に同指定が発効した<sup>49</sup>。

グレーリストの指定を受け、レー・ミン・カイ副首相（当時）は、同年10月18日、マネーロンダリング対策指導委員会において、国家銀行を始めとする関係機関に対し、早急にグレーリストの指定から脱しなければベトナムの経済、貿易、投資等の経済面に悪影響を与えるという認識を示すとともに、2年以内にグレーリストの指定を脱するため、抜本的な措置を講じることを指示した<sup>50</sup>。

ベトナム政府は、2024年2月、新たな国家計画を首相決定（194/QD-TTg、以下「2024年国家計画」という。）<sup>51</sup>として発行した。ここではグレーリストからの脱却が目標として掲げられた上で、国家銀行、財務省、公安省、最高人民検察院等の関係機関において実施すべき17の行動が、担当機関及び期限と共に記載され、期限が最も遅いものについても2025年5月までに完了していなければならないとされている。17の行動の要旨は以下のとおりである（※は筆者が追記した。<sup>52</sup>）。

行動1：所管機関がマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与のリスクに対する理解を改善しかつそのリスクをマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与を防止する戦略及び方針を通じて緩和する行動をとっていると示す

行動2：マネーロンダリング及びテロリストへの資金供与に関して関係機関（例えば、法執行機関同士、マネーロンダリング防止対策局と法執行機関との間、監督機関同士）が実務レベルで効果的な協力、調整、連絡を行っていることと示す

行動3：外国のパートナーとの間で公式の協力（犯罪人引渡及び司法共助）及び非公式の協力（法執行機関及びF I Uによる）を以下の方法により強化する

－犯罪及びそこから得られた財産に関連して建設的かつ積極的な協力を行うこと（ベトナムのリスクレベルに応じて）

－中央当局を含む所管機関が国際協力を実施するための適切なリソースを与えられるようにすること

－国際協力を促進するために、権限の範囲内で可能な限り多くの外国のパートナーとの間で協定・合意を行い、追求すること

行動4：金融機関及び指定非金融業者・職業専門家に対する立入検査、遠隔モニタリ

<sup>48</sup> <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/High-risk-and-other-monitored-jurisdictions/Increased-monitoring-june-2023.html>

なお、2024年10月16日時点で、ASEAN加盟国でグレーリストに指定されているのはベトナム及びフィリピンの2か国である（このほかミャンマーがブラックリストに指定されている）。

<sup>49</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02016R1675-20240207>

<sup>50</sup> <https://vietnamnews.vn/economy/1595398/dramatic-measures-needed-to-remove-viet-nam-from-money-laundering-grey-list-deputy-pm.html>

<sup>51</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Quy-dinh-194-QD-TTg-2024-thuc-hien-cam-ket-phong-chong-rua-tien-tai-tro-khung-bo-599739.aspx>

<sup>52</sup> 17の行動の日本語訳について筆者が勤務するプロジェクトオフィスのスタッフである Nguyễn Thanh 氏の協力を得た。記して感謝したい。

ング及び執行措置によるマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与防止に関するリスクベースのモニタリングの有効性を示す

行動5：以下のベトナムの法的枠組みに係る不備に対処するための行動をとる

－マネーロンダリング及びテロリストへの資金供与防止に係る金融機関及び指定非金融業者・職業専門家の監督に関する規則及び要件

－F A T F 勧告、特に10（※テロ資金の凍結・N P O）、11（※大量破壊兵器に関与する者への金融制裁）、12（※P E P（重要な公的地位を有する者））、16（電信送金（送金人・受取人情報の通知義務）、20（※金融機関における資金洗浄、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出）についての予防的措置

行動6：仮想資産及び仮想資産サービス事業者を禁止し又は規制する法的枠組みを整備し、コンプライアンス措置を含む規制が実施されていると示す

行動7：国によるリスク評価、業界のリスク評価の結果並びにマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与防止に関する義務（標的型金融制裁及び疑わしい取引の報告を含む）について民間部門に対するアウトリーチ活動を実施し、ガイダンスを提供する。その中で高リスクの業界に焦点を当てる。

行動8：所管機関に対し法人の実質的所有者の完全、正確かつ最新の情報（及び適切な場合には法的合意）への適時のアクセスを提供し、違反に対して効果的、比例的かつ抑止的な解決策を講じるメカニズムを開発する

行動9：ベトナムはマネーロンダリング防止対策局の独立性及び自律性が確保されるようにしなければならない

行動10：マネーロンダリング防止対策局は金融情報分析の質及び量（実務面及び戦略面の双方において）を向上させ、ベトナムのリスクプロファイルに応じて法執行機関に対して（積極的かつ要請に応じて）以下の方法により情報を提供しなければならない。

－分析する疑わしい取引の報告の数を増加させる

－疑わしい取引の報告の質を向上させるために報告主体に対するフィードバックの仕組みを構築する

－可能な限り広範な情報源にアクセスし、適切な技術及び分析ツールを用いる

行動11：法執行機関、特に公安省は、マネーロンダリング防止対策局から移転された情報を含む金融情報をより一層活用していることを示す

行動12：F A T F の勧告3（※マネーロンダリングの犯罪化）に関するベトナムのマネーロンダリング犯罪の技術的遵守の不備に対処する

行動13：法執行機関及び検察院は、ベトナムのマネーロンダリングのリスクプロファイルに応じて金融犯罪の捜査を優先し、また、マネーロンダリングの捜査及び起訴の件数が大幅にかつ持続的に増えていることを示す

行動14：F A T F の勧告6（※テロリストの資金凍結）に関連する技術的遵守の不備に対処する

行動１５：ＦＡＴＦの勧告７（※大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁）に関連する技術的遵守の不備に対処する

行動１６：所管機関が、金融機関及び指定非金融業者・職業専門家に対する比例的かつ抑止的な制裁の適用を含め、金融機関及び指定非金融業者・職業専門家が、大量破壊兵器の拡散に関連する標的型金融制裁の義務を順守していることを監視し確実にする

行動１７：制裁逃れを防止するため、関連機関間の協力及び調整を示す

## 6 2024年国家計画発行後の動向

以下のとおり、本稿執筆時点まで法令の発行が相次いでいる。これらの法令と2024年国家計画との対応関係は必ずしも明示されていないものの、マネーロンダリング対策の文脈においては、基本的に行動５に関するものと思われる。本稿では、2024年国家計画発行後に発行された下位法令の概要及び関連する動向を紹介するとともに、とどめたい。

2024年5月15日付けの政令（52/2024/NĐ-CP）<sup>53</sup>は、いわゆるキャッシュレス支払に関し、支払用の口座の開設手続や、キャッシュレス支払の事業者に対して課せられる報告義務等を定めた。

同年6月28日付けの国家銀行の通達（17/2024/TT-NHNN）<sup>54</sup>は、当座預金口座の開設手続や、同口座が凍結される場合等を定めた。

同年7月18日付けの政令（93/2024/NĐ-CP）<sup>55</sup>は、テロリスト又はテロ資金供与に係る金又は資産の処分禁止、凍結、差押え、処分等を定めた。

同年11月6日付けの政令（146/2024/ND-CP）<sup>56</sup>は、国家銀行の組織を再編し、マネーロンダリング防止対策局を従来の銀行検査監督庁下ではなく、国家銀行直下の一部局とすることを定めた。この組織の変更は2025年1月5日に発効するとされている。同政令の発行は、2024年国家計画の行動９を受け、同局の独立性及び自律性を確保するための措置と考えられる。また、2024年11月6日付けの首相決定（1338/QĐ-TTg）<sup>57</sup>は、同組織再編を前提に、マネーロンダリング防止等に関して国家銀行、公安省、財務省等の関連機関の役割分担を整理した。

さらに、同日付けの国家銀行の指示（05/CT-NHNN）<sup>58</sup>は、信用機関、外国銀行支店、

<sup>53</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-52-2024-ND-CP-thanh-toan-khong-dung-tien-mat-427855.aspx>

<sup>54</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Thong-tu-17-2024-TT-NHNN-mo-tai-khoan-thanh-toan-tai-to-chuc-cung-ung-dich-vu-thanh-toan-615776.aspx>

<sup>55</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-93-2024-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-122-2013-ND-CP-xu-ly-tai-san-lien-quan-den-khung-bo-617800.aspx>

<sup>56</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-146-2024-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-102-2022-ND-CP-chuc-nang-Ngan-hang-Nha-nuoc-630603.aspx>

<sup>57</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Quy-dinh-1338-QD-TTg-2024-sua-doi-Quy-dinh-64-QD-TTg-phoi-hop-phong-chong-toi-pham-rua-tien-630775.aspx>

<sup>58</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Chi-thi-05-CT-NHNN-2024-tang-cuong-quan-ly-rui-ro-rua-tien-trong-linh-vuc-ngan-hang-2024-2028-630968.aspx>

支払仲介業者等に対し、銀行分野においてマネーローンダリングの潜在的なリスクのある金融商品を提供することに関する文書及び取引の検査・審査を強化することや、マネーローンダリングリスクが高程度又は中程度の分野における取引の検査・審査を強化することなどを義務付けた。

## 7 終わりに

以上、ベトナムにおけるマネーローンダリング法制の沿革及び現在の動向等を簡潔に記した。本稿執筆時点では、グレーリストから脱するための取組が継続中であり、2025年5月以降、2024年国家計画の達成状況が明らかになるものと思われる。今後の動向を改めて御紹介する機会があれば幸いである。

### 【参考文献】（注に掲げた文献以外のもの。）

Thai, Ha Van, “Anti-money laundering and countering financing of terrorism legislation in Vietnam: Criminalization, Practice and Challenges”, June 2023, Essays of Faculty of Law University of Pécs Yearbook of [year]2023

<<https://journals.lib.pte.hu/index.php/studiaiuridica/article/download/6385/6070/11212>>

Thai, Ha Van, “Combating Money Laundering in Vietnam: The Role of the Police Force”, A thesis submitted to the Faculty of Law, University of Pécs as the fulfillment of the requirement for the degree of Doctor of Philosophy, 2023

<<https://ajk.pte.hu/sites/ajk.pte.hu/files/file/doktori-iskola/ha-van-thai/ha-van-thai-muhelyvita-tezisek.pdf>>

別表 1

| 年    | 国内の主な法規範文書発行の動向                                                                                                                                                      | 国際的な動向                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1990 |                                                                                                                                                                      | 「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」発効                                      |
| 1997 |                                                                                                                                                                      | ベトナムが「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」を締結                                |
| 1999 | 刑法改正                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 2000 |                                                                                                                                                                      | 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」採択、ベトナムが署名                                   |
| 2003 |                                                                                                                                                                      | 9月「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」発効<br>10月「腐敗の防止に関する国際連合条約」採択、ベトナムが署名       |
| 2005 | 政令（74/2005/ND-CP）発行（法規範文書に初めてマネーロンダリングの語が登場する）                                                                                                                       | 「腐敗の防止に関する国際連合条約」発効                                                 |
| 2007 |                                                                                                                                                                      | ベトナムがAPG（Asia / Pacific Group On Money Laundering）に加盟               |
| 2009 | 4月13日 マネーロンダリング対策指導委員会を設立する決定（470/QD-TTg）発行<br>6月19日 刑法改正（マネーロンダリング罪が設けられる）                                                                                          | 7月8日 APGの相互評価報告書（1回目）公表<br>8月19日 ベトナムが「腐敗の防止に関する国際連合条約」を締結          |
| 2011 | 最高人民裁判所、公安省等による合同通達（09/2011/TTLT-BCA-BQP-BTP-NHNNVN-VKSNDTC-TANDT）発行                                                                                                 |                                                                     |
| 2012 | マネーロンダリング防止法発行                                                                                                                                                       | 6月8日 ベトナムが「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結                                |
| 2013 | 政令（116/2013/ND-CP）発行（マネーロンダリング防止法の施行細則）                                                                                                                              |                                                                     |
| 2015 | 刑法改正                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 2019 | 3月24日 最高人民裁判所裁判官評議会による通達（03/2019/NQ-HDTP）発行（刑法のマネーロンダリング罪について）                                                                                                       |                                                                     |
| 2022 | 8月5日 2022年国家計画の決定（941/QD-TTg）発行<br>11月15日 マネーロンダリング法改正法発行                                                                                                            | 1月 APGの相互評価報告書（2回目）公表                                               |
| 2023 | 4月28日 国家リスクアセスメントに関する政令（19/2023/ND-CP）発行<br>7月28日 信用機関を始めとする取引の報告主体によるリスクアセスメントに関する通達（09/2023/TT-NHNN）発行<br>10月18日 レー・ミン・カイ副首相が関係機関に対しFATFのグレーリストから脱するための措置を講じることを指示 | 6月23日 FATFがベトナムをグレーリストに追加したことを発表<br>10月18日 EUによるベトナムに対する高リスク国の指定が発効 |
| 2024 | 2月23日 2024年国家計画の決定（194/QD-TTg）発行                                                                                                                                     |                                                                     |

## 別表2

|  | 旧刑法（15/1999/QH10）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2009年改正刑法(37/2009/QH12)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行刑法（100/2015/QH13）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>第250条（他者の犯罪行為を通して獲得した財産の隠匿と消費の罪）</p> <p>1. 他者が犯罪によって得たものと明白に知りながら、事前に約束を取り交わすことなく、その財産を隠匿、消費した者は、5 0 0万ドン以上5、0 0 0万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。</p> <p>2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。 a) 組織的 b) 職業的 c) 罪を犯した財産、犯罪物件が高額である。 d) 不正に多くの利益を得た。 dd) 危険な再犯</p> <p>3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上1 0 年以下の懲役に処す。 a) 罪を犯した財産、犯罪物件は非常に高額である。 b) 非常に多額の不法利益を得た。</p> <p>4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上1 5 年以下の懲役に処す。 a) 罪を犯した財産、犯罪物件が非常に高額である。 b) 極めて多額の不法利益を得た場合</p> <p>5. 罪を犯した者は、さらに、3 0 0万ドン以上3、0 0 0万ドン以下の罰金に処せられて財産の一部又は全部を没収され、又は、そのいずれかの処罰を受けることがある。</p> | <p>第251条（資金洗浄の罪）</p> <p>1. 以下の各行為をした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。</p> <p>a) 犯罪により取得したことを明確に知りながらその資金、財産の違法な出所を隠匿する目的で、直接又は間接に財政・銀行取引、その他の資金、財産に関連する取引に参加した。</p> <p>b) 営業活動又はその他の活動を行う過程で犯した罪により取得したことを明確に知りながら、その資金、財産を使用した。</p> <p>c) 犯罪により取得したことを明確に知りながらその資金、財産の出所、真の性質、場所、その所有権の移転過程についての情報を隠匿し、又はその情報の確証を阻止した。</p> <p>d) 犯罪により取得した資金、財産を移転、移動、転換することによって得られた資金、財産であることを明確に知りながら、本項a、b、c号の規定の各行為をした。</p> | <p>第324条（マネーロンダリング罪）</p> <p>1.以下の行為のいずれかを行った者は、1年以上5年以下の懲役に処す。</p> <p>a) 自らが罪を犯して手に入れたか、他人が罪を犯して手に入れたことを知りながら又はそのように思う根拠を有しながら、金銭、財産の違法な出所を隠匿するために、直接又は間接に金融、銀行取引その他の取引に参加した</p> <p>b) 自らが罪を犯して手に入れたか、他人が犯罪行為を行って手に入れたことを知っている又はそのように思う根拠を有する根拠のある金銭、財産を、経営活動その他の活動の実行に使用した</p> <p>c) 自らが罪を犯して手に入れたか、他人が罪を犯して手に入れたことを知る又はそのように思う根拠を有しながら、金銭、財産の出所、実体、所在、輸送過程又は所有権に関する情報を隠匿した、又はそのような情報の確認を妨害した</p> <p>d) 他人が罪を犯して手に入れた金銭、財産の輸送、移転、変換から得られたことを知っている金銭、財産について、本項a、b、c号に規定する行為のいずれかを行った</p> |
|  | <p>第251条（罪を犯すことで取得した金銭、財産の合法化の罪）</p> <p>1. 犯罪により取得した金銭、財産を、財政業務、銀行又は他の取引によって合法化し、そのような金銭、財産を用いて経営活動又は他の経済活動を行った者は、1年以上5年以下の懲役に処す。</p> <p>2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上1 0 年以下の懲役に処す。 a) 組織的 b) 職務、権限を濫用した。 c) 累犯</p> <p>3. 特に極めて重大な罪を犯した者は、8年以上1 5 年以下の懲役に処す。</p> <p>4. 罪を犯した者は、さらに、財産を没収され、合法化した金銭又は、財産価値の3倍以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。</p>                                                                                                                                                                          | <p>2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。 a) 組織的 b) 職務権限の濫用 c) 複数罪の実行又は多数回の犯行 d) 職業的性格 d) 精密、巧妙な手段の使用 e) 伴った資金、財産が高額 g) 多額の不正利益の取得 h) 重大な結果の発生 i) 危険な再犯</p>                                                                                                                                                                                                                                     | <p>2.本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。 a) 組織的である場合 b) 職務、権限を利用した場合 c) 2回以上罪を犯した場合 d) 専門的な性質を有する場合 dd) 巧妙、策略的な手段を使った場合 e) 罪を犯した金銭、財産が2億ドン以上5億ドン未満である場合 5、000万ドン以上 g) 1億ドン未満の不正利益を得た場合 h) 危険な再犯の場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>3.本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10年以上15年以下の懲役に処す。 a) 罪を犯した金銭、財産が5億ドン以上の価値を有する場合 b) 1億ドン以上の不正利益を得た場合 c) 国の金融、通貨システムの安全に悪影響を引き起こした場合</p> <p>4.この犯罪を準備した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。</p> <p>5.本条の罪を犯した者は、2、000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。</p>                                                                                                                                                                                                     |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>6. 本条記載の罪を犯した営利法人は、次のとおり処罰される。 a) 本条1項に該当する場合は、10億ドン以上50億ドン未満の罰金に処す。 b) 本条2項a、c、d、dd、e、g及びh号に該当する場合は、50億ドン以上200億ドン未満の罰金に処す。 c) 本条3項に該当する場合は、100億ドン200億ドン未満の罰金、又は1年以上3年以下の営業停止に処す。 d) 本法律第79条に該当する場合は、無期限の営業中止に処す。 dd) 本条の罪を犯した営利法人は、10億ドン以上50億ドン以下の罰金、1年以上3年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を併せて受けることがある。</p>                                                                                                                                                                  |